## 各発生段階における対策の概要について

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生		小康期	
			市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	1
対 え策 方の	体制整備	市内発生 <i>の</i>	)遅延と早期発見	対策の主眼を被害軽減に方針転換		・市民生活、市民経済の
方の考	Lt. 153 TE NW		感染拡大防止			回復を図り、流行の第二 波に備える。
1 体 制	「和歌山市新型インフルエンザ等調整会議」「和歌山市新型インフルエンザ等連絡会議」「和歌山市地域保健医療協議会」「和歌山市新型インフルエンザ等医療専門部会」上記の会議及び会は、警戒本部・対策本部が設置された後も必要に応じて開催する。  ●市行動計画の見直し ●BCPの見直し ●マニュアルの作成	警戒本部 政府対策本部·県対策本部設置	対策本部	対策本部	された場合、対策	緊急事態解除宣言がな された場合、対策本部を
		●医療体制の構築	緊急事態宣言時の措置 : <b>措置</b> :	 法に基づく和歌山市新型インフルコ 	ンザ等対策本部の設置	解散
2サーベイランス	<ul> <li>●通常のインフルエンザサーベイランスの継続</li> <li>・患者発生サーベイランス</li> <li>・ウイルスサーベイランス</li> <li>・入院サーベイランス</li> <li>・学校サーベイランス</li> </ul>	<ul><li>●患者全数把握</li><li>●ウイルスサーベイランス 学校サーベイランスの強化</li><li>●積極的疫学調査実施</li></ul>		<ul><li>●集団発生の把握</li></ul>	<ul><li>●患者全数把握、積極的疫学調査は中止</li><li>●入院サーベイランスの強化・入院患者及び死亡者数の動向調査</li><li>●集団発生の把握</li></ul>	<ul><li>●ウイルスサーベイ・学校サーベイによる第2波探知</li><li>●積極的疫学調査の体制見直し</li></ul>
3情報提供・共有	<ul><li>●市民、事業者等への情報提供 (対策、感染予防策等)</li><li>●情報提供体制の整備</li><li>●コールセンターの設置準備</li></ul>	●市民、事業者等への 情報提供強化	●市民、事業者等への 情報提供強化	●市民、事業者等への 情報提供強化	●市民、事業者等への 情報提供強化	●情報提供の見直し ●コールセンターの縮小
4 予防・まん延防止	<ul><li>●個人における感染対策の普及</li><li>●地域対策・職場対策の周知</li><li>●検疫所との連携強化</li></ul>	<ul> <li>●市民、事業者等への 感染対策の要請 ・医療機関、社会福祉施設等</li> <li>●疑い患者・濃厚接触者への対応</li> <li>●感染症危険情報の提供等</li> <li>●検疫所への協力</li> </ul>	<ul> <li>市民、事業者等への 感染対策の要請</li> <li>・医療機関、社会福祉施設等</li> <li>・公共交通機関</li> <li>・学校・保育施設等</li> <li>●疑い患者・濃厚接触者への対応</li> <li>●感染症危険情報の提供等</li> <li>緊急事態宣言時の措置</li> </ul>	●市民、事業者等への 感染対策の要請 ・事業者 ・医療機関、社会福祉施設等 ・公共交通機関 ・学校・保育施設等の臨時休業 ●疑い患者・患者・濃厚接触者 への対応 外出制限、学校・保育所等の使	●市民、事業者への 感染対策の要請 ・事業者 ・医療機関、社会福祉施設等 ・公共交通機関 ・学校・保育施設等の臨時休業 ・不特定多数の者が集まる 活動の自粛	
5 予 防 <del>接</del>	<ul><li>●特定接種の準備</li><li>●住民接種の準備</li></ul>	<ul><li>●特定接種の実施</li><li>●住民接種の準備</li></ul>	●住民接種の実施 (パンデミックワクチンが供給 され次第開始。) モニタリング 緊急事		●住民接種の実施、モニタリング をの規定に基づく住民接種	・ ●第二波に備えた住民 接種の継続
6 医療	<ul> <li>●医療体制整備・帰国者・接触者外来体制・感染症指定医療機関での入院受入体制等</li> <li>●市内感染期に備えた医療の確保・医療機関での診療継続計画作成支援・臨時の医療施設等の検討(県に協力)・入院病床の確保(県に協力)・新型インフル患者の診療を行わない医療機関の設定の検討(県に協力)・入所施設で集団発生した場合の医療の提供方法の検討</li> <li>●医療機関での個人防護具の備蓄等院内感染対策の促進</li> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の情報把握</li> </ul>	<ul> <li>●帰国者・接触者相談センター帰国者・接触者外来の設置</li> <li>●一般医療機関の診療体制整備</li> <li>●検査体制の整備</li> <li>●市内感染期に備えた体制整備・入院受入準備要請・患者搬送体制の整備</li> <li>●疑い患者への対応</li> <li>●医療機関への情報提供・共有・症例定義等</li> <li>●抗インフルエンザウイルス薬の予防投与素素、濃厚接触者等)</li> </ul>		●一般医療機関への切り替え準備  ●患者への対応 感染症指定医療機関への移送、入院措置  ●医療機関への情報提供・共有  ●抗インフルエンザウイルス薬の 予防投与検討		
7市民生活及び市民経済の	<ul> <li>●市役所機能の維持のための準備・職場における感染防止対策に必要な物資備蓄・BCPの作成</li> <li>●家庭での備蓄の重要性を周知</li> <li>●事業者へ周知・感染対策、BCP作成</li> <li>●要援護者への生活支援の体制整備</li> <li>●火葬能力等の把握</li> </ul>	<ul> <li>●市役所機能の維持</li> <li>・感染対策、BCP対応確認</li> <li>●市民、事業者への呼びかけ</li> <li>・買占め、売惜しみに対する要請</li> <li>●事業者への周知</li> <li>・感染対策、BCP対応確認</li> <li>●要援護者への生活支援の体制整備</li> <li>●遺体を安置する場所の確保</li> </ul>	<ul> <li>●市役所機能の維持</li> <li>・感染対策、業務縮小準備</li> <li>●市民、事業者への呼びかけ</li> <li>・買占め、売惜しみに対する要請</li> <li>●事業者への周知</li> <li>・感染対策、業務縮小準備</li> <li>●要援護者への生活支援の体制整備</li> </ul>	<ul><li>軟急</li><li>・市役所機能の維持</li><li>・感染対策徹底、業務縮小準備</li><li>・市民、事業者への呼びかけ</li></ul>	BCPに基づく対応  ●市民、事業者への呼びかけ ・買占め、売惜しみに対する要 請  ●事業者への周知	●市民、事業者への呼
		緊急	事態宣言時の措置 : <b>登録事業</b> 者 	るの業務継続、水の安定供給、生活 	<b>5関連物資等の価格の安定、埋葬</b> 	・火葬の特例